

高齢者虐待の養護者支援に関する 実態調査結果から見た支援の困難性

山口 光 治^{*1} 坂 田 伸 子^{*2}
高 橋 智 子^{*3} 田 熊 喜代巳^{*4}
武 永 慶 志^{*5} 宮 間 恵美子^{*6}
米 村 美 奈^{*7}

はじめに

厚生労働省では、毎年『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果（以下、「国調査」という。）を公表している。2017（平成29）年度国調査によると、養護者による虐待の相談・通報件数は30,040件、その中で虐待判断件数は17,078件と共に増加傾向にある（厚生労働省2019）。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。本法が制定されてからすでに15年程経ち、厚生労働省のマニュアルも改訂されているが、養護者への支援に関しての記述は十分な内容が網羅されているとは言えない（厚生労働省2018a：72-74）。養護者支援に関する研究は、養護者が虐待をしてしまう理由をタイプに分け、よりの確な支援を行う研究（山口：2019）や「安心づくり安全探しアプローチ開発」（副田：2013）などが取り組まれている程度である。

また、国調査の結果でも、具体的な養護者支援がどういう経緯で、どのような過程を経て取り組まれたのか、具体的な課題は何かなども明らかになっていない。そこで、在宅において発生している高齢者虐待の養護者支援を、より専門的なソーシャルワーク実践へと強化することを目的として、自治体における養護者支援の実態と課題について明らかにしようとする本研究に取り組むことにした。その調査全体の結果概要は、日本高齢者虐待防止学会の学会誌『高齢者虐待防止研究』に投稿中である。

本稿では、その実態調査の中の「養護者支援をおこなう上での困難」に焦点をあてて、詳

*1 総合福祉学部 教授, *2 東洋大学, *3 東京都福祉保健財団, *4 カウンセリングルームベア,

*5 社会福祉法人武蔵野, *6 松戸市, *7 淑徳大学

述していくことにする。

なお、本研究および本調査実施にあたり、「養護者」とは、高齢者虐待防止法第二条2にある、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをさし、「養護者支援」とは、虐待の解消及び防止のための養護者への支援（高齢者虐待防止法第14条に規定された養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置）を意味し、「養護者によるクレーム等への対応について」は養護者支援に含まないこととした。

I. 実態調査全体の概要

1. 調査の目的

高齢者虐待の養護者支援を、より専門的なソーシャルワーク実践へと強化することを目的として、自治体における養護者支援の実態と課題について明らかにしようとする取り組みとした。また、国調査の結果では見えてこない具体的な養護者支援内容に関する現状と課題を把握することも目的とした。

2. 調査対象の選定方法

全数調査をする場合、養護者支援の現状と課題の全体像を明らかにすることが可能であるが、時間や金銭的調査コストも増加する。その一方で、一部の少数に対して調査する場合、調査コストは削減できるが、養護者支援の現状や課題の傾向を把握することは困難である。

今回の調査では量的調査から普遍性を導き出すことが目的ではないため、調査の効率と結果の質のトレードオフを考えて「虐待判断件数の多い上位2割程度の都道府県を対象に調査すれば、おおよその養護者支援の現状と課題が明らかになるのではないか」という予測のもとに、調査開始時、直近で公表されていた2016（平成28）年度国調査（厚生労働省2018b：15）において「養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数」（以下、この事例を「虐待判断事例」という。）が400件以上の11都道府県（東京都2,431件、大阪府1,356件、愛知県971件、兵庫県920件、神奈川県902件、千葉県816件、埼玉県681件、京都府634件、福岡県495件、新潟県461件、北海道442件）の計645市区町村を母集団とした。なお、都道府県を対象としたのは、市区町村別の虐待判断事例件数が公表されていないためである。

3. 調査方法

記名・自記式の郵送調査とした。回答は、645市区町村の高齢者虐待防止担当部署に対して依頼し、記入後、返信用封筒にて返送を依頼した。

4. 調査票の作成と調査項目

調査票は、「市区町村における高齢者虐待の養護者支援に関する実態調査」と題し、行政の高齢者虐待防止担当職員や研究者の意見をもとに調査項目を作成し、3つの自治体でプレテストを実施し、本調査を進めた。

本調査票には回答者である市区町村職員の所属・連絡先等の記入欄の他に、調査項目は高齢者虐待対応の基盤を確認するために、「1. 基本事項」として高齢者虐待防止・対応体制（マニュアルの策定や組織内の連携協力体制等の整備）を構築しているか否か、高齢者虐待防止ネットワークの構築（関係機関・団体との連携協力体制等の整備）をしているか否かを掲げた。次に、「2. 貴市区町村の養護者による虐待対応の現状」について、平成29年度の国調査項目と同様の相談通報件数、虐待判断件数、虐待判断事例の中での対応件数などの回答を求めた。虐待者から分離を行った事例に対する養護者支援については、国調査では制度の活用等に主眼が置かれたものとなっており、より具体的な関わりや支援内容を把握するため自由記述式で回答を求めた。「3. 養護者支援の内容」に関する質問では、高齢者虐待防止法でいう虐待の解消及び防止のための養護者への支援を基本に、国調査の「虐待の発生要因」及び「虐待事例への対応方法」のうち、養護者支援として実際に取り組まれている内容から「支援目的」による次の5つのカテゴリーに区分して選択肢を設け、該当する選択肢へのチェックを依頼した。区分は「Ⅰ. 養護者を理解するための支援」、「Ⅱ. 養護者の介護負担やストレス軽減のための支援」、「Ⅲ. 経済的負担軽減のための支援」、「Ⅳ. 養護者の虐待行為や被虐待高齢者との関係性に関する支援」、「Ⅴ. 養護者自身が抱える課題（虐待解消後も養護者が引き続き抱える課題等）への支援」である。「4. 養護者支援を行う上での困難」に関する質問では、白井らの先行研究（2014：46）の「養護者支援に求められる取組」の区分を参考に、平成28年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）報告書（認知症介護研究・研修仙台センター 2017：101-103）の「市区町村が挙げた課題」の養護者による高齢者虐待の部分の記述も踏まえ、研究会¹⁾にて検討を行い、8つの支援カテゴリーに区分して選択肢を設け、加えて区分ごとに具体例の回答を求めた。区分は「Ⅰ. 養護者への関わり」、「Ⅱ. 支援に必要な知識」、「Ⅲ. 支援の見通し」、「Ⅳ. 他部署・他機関との連携」、「Ⅴ. 訴訟等法的リスク」、「Ⅵ. 社会資源」、「Ⅶ. 身体的・精神的な過度の負担」、「Ⅷ. その他」である。

調査の基準日は、2019年1月1日時点での回答を依頼した。

5. 調査期間

2019年1月中旬より順次調査票を送付し、同年2月28日を回答期限とした。

6. データの分析方法

基本事項や選択肢を設けた設問への回答は、単純集計を行った。「虐待者から分離を行った事例に対する養護者支援」に係る自由記述、並びに「養護者支援を行う上での困難」に係る具体例の記述については、その内容を「事柄による分類法」により、具体的に表すコード名をつけ、それらに共通するサブカテゴリーを設け、それを包括的に表現するカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーに属するコード件数から、全体の概要を捉えた。

7. 倫理的配慮

調査データの処理については、回答のあった内容は統計的に処理するとともに、自由記述については一覧にし、回答自治体名や記入者名が特定されないように結果を示すこと、回答内容は本研究事業以外の目的には使用しないこと、調査結果の公表は報告書に取りまとめ、2017(平成29)年度国調査の公表後に公開すること、学会または学術雑誌等において公表することがあることを明記して調査を依頼した。これに対する回答者の同意の有無は、調査票の返信をもって回答者が説明に同意したものとみなした。

Ⅱ. 「養護者支援をおこなう上での困難」調査結果

1. 回収率

当初の返送期限は2月28日であったが、期限後にも返送が続いたため、より多くの回収票を得るために3月31日まで回収期間を延長した。有効回収数は243通であり、その結果、有効回収率は37.7%であった。

2. 設問と回答状況

「はじめに」で述べたように、本稿では調査の中の一設問(「4. 養護者支援を行う上での困難」)である「高齢者虐待の養護者支援を進めるなかで、どのような困難がありますか。以下の選択肢の中からあてはまるものの□に✓をつけ、具体例をお書きください。」という問いの回答結果に限定して詳述していく。

I～Ⅷのカテゴリーごとに回答があった件数と回答があった市区町村数243に対する割合を示したのが表1である。そして、具体例をコードとして、サブカテゴリーを設けて整理したのが表2～表9である。

3. 「I. 養護者への関わり」について

「養護者への関わり」の177件の回答の中を大きく分けると、支援拒否に関して困っているという回答が約3割、精神疾患や認知症を挙げた回答が3割強指摘された。また、養護者自

自身が自らの行為を虐待であるという認識の不足や威圧的態度、養護者の言動などに困難を感じ、さらに、経済的な支援に困難を感じているという回答もみられる。

この養護者への関わりは、養護者への関わり抜きに養護者支援のためのソーシャルワーク実践を行うことができないという意味で、Ⅱ以下の内容の基本にあたるものであり、最も重要なものであるが多くの困難を感じていることがわかる。

表1 養護者支援を行う上での困難

支援を行う上での困難	件数	割合 (%)
I. 養護者への関わり	177	72.8
II. 支援に必要な知識	87	35.8
III. 支援の見通し	54	22.2
IV. 他部署・他機関との連携	87	35.8
V. 訴訟等法的リスク	65	26.7
VI. 社会資源	75	30.9
VII. 身体的・精神的な過度の負担	71	29.2
VIII. その他	39	16.0

※割合は、カテゴリー別に、回答があった市区町村数243に対するもの。

表2 I. 養護者への関わり

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
養護者への関わり	支援に対する拒否	1) 分離に関する拒否 ・分離を行った後、養護者との関係が悪化する。 ・分離をすることに対して拒否をする場合、敵対関係になってしまう。 2) 介入の拒否 ・養護者が支援に対し拒否的な場合の介入方法。 ・養護者に、介入そのものへの拒否があり、関係構築に時間がかかり、サービスの利用について理解が得られない。 ・外国籍の養護者で、文化の違いによる拒否がある。 3) 提案の拒否 ・養護者に困り感がなく、支援を拒否する。
	精神疾患・認知症	・養護者が介護認定を受けていたり、精神疾患を抱えている場合、理解が得られず支援方針を決めることが難しい。 ・養護者に精神疾患があり、暴力を振るうことが悪いことだと認識しない。 ・65歳未満の未受診など、支援機関に繋がっていない養護者に積極的にかかわる機関がないこと。 ・養護者が障害のある若年者である場合の対応方法。 ・精神疾患や障害のある、診断も受けず、手帳もない養護者と関係を築く難しさ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や精神疾患の適切な治療が行われていない。 ・養護者に精神疾患があり、施設や病院側とトラブルがあると、支援がなかなか進まない。 ・養護者が精神疾患を発症している未成年で、児相の介入や医療保護入院の必要なケース。
虐待に関する認識不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクトなどの不適切な扱いを養護者自身が虐待と認識、自覚できず、支援が進みにくい。 ・虐待への認識が「しつけ」的で、なかなか改まらない。 ・特に経済的な虐待やネグレクトで、虐待の認識が薄く、介入が難しい。
威圧的態度	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者が威嚇的態度をとることで、身の危険を感じる。 ・窓口で恫喝したり、過度な要求を繰り返すなどのケースへの対応。 ・高圧的な態度に出られることが多いため、支援者との信頼関係を築きづらい。
経済的な問題	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援が望めない。 ・養護者の経済的困窮。 ・虐待者から金銭を搾取されている場合の金銭管理、搾取されないための手段。 ・養護者が被虐待者の年金で生活しているため、対応に苦慮する。 ・サービスの利用による金銭的な負担。
嗜癖的な問題	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間DV行為のあった夫婦の場合、意識改革が難しい。 ・養護者と高齢者が共依存となっており、分離が必要と考えられても、説得に応じない。 ・アルコール摂取時に行われる暴力。 ・高齢者と養護者が共依存のケース。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認の際に、養護者が関与しているか否かの判断が難しい。 ・虐待の始まりが、高齢者と養護者の喧嘩や介護の限界等の時、日頃の家族の大変さを思うと介入が難しい。 ・養護者の課題が複雑化しており、信頼関係を作り上げるのが難しい。 ・虐待に至る課題の根本的な解決が難しく支援が長期に及ぶ。 ・高齢者自身が相談したことを伝えてほしくないという訴える場合。 ・オートロックのマンションの場合、会うこともできない。
支援する側の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援と養護者支援の担当者が同一であることが多く信頼関係の構築が難しい。 ・養護者に連絡を取ろうとすると現場から「高齢者がもっと危険な状況におかれる」という意見が出る。 ・介入のタイミングの難しさ。 ・関わり方を一歩間違えると状況が悪化する可能性がある。 ・包括支援センターだけでは対応が困難であり、他の専門機関との連携が必要である。 ・虐待の事実確認のためのアプローチ方法を関係機関との情報

	<p>共有を図ることで探りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援の具体的な方法。 ・養護者の権利への介入。 ・背景にある家族関係の把握が難しい。 ・養護者の追い込まれた気持ちに共感できるようにできないと解決に至らない。
--	--

4. 「Ⅱ. 支援に必要な知識」について

「支援に必要な知識」の回答では、養護者の抱える問題の個別性、認知症や失業、精神疾患、債務など複合的で多岐にわたる知識が必要であると感じていることが指摘されている。また、養護者支援を進めるにあたっては、対応における負担感やコミュニケーションの取り方等への不安を感じているが、人事異動等により、知識や経験、技術の伝承・引き継ぎのむずかしさ、蓄積ができないこと、専門職がないこと、専門知識の不足などの回答がみられる。

「知識・経験を積む場が少ないため、どうすることが養護者本人にとって一番いいのかわからない」「虐待の有無や緊急性の判断・分離の判断の妥当性等、根拠の積み上げがむずかしい」など、担当する職員は、支援に必要な知識不足等を感じながらも、「学ぶ機会において、体系づけて学習する時間が取れない」「日々の業務に追われ研修会への参加や情報共有の場をつくることは現実的に厳しい」という回答がみられる。

表3 Ⅱ. 支援に必要な知識

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
支援に必要な知識	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者の抱える問題には、個別性があり、複雑多岐（認知症・失業・精神疾患・債務など複合的）にわたり、高齢者福祉に関する知識だけでは対応しきれないため、対応に苦慮している。 ・さまざまな基礎知識がないと対応への筋道をつけたり、各専門職につなげることがむずかしいなど、その都度必要な支援をしなければならないため、幅広い知識が必要だと感じている。 ・高齢、介護保険、障害制度の他に、市区町村の施策に関する知識、公的制度等を広く熟知しなければ、よい支援にならない。 ・経済的な支援が必要になることが多く、年金・税控除（社会保障）、生活困窮など他分野における知識が必要である。 ・法律的な判断、訴訟のリスクの軽減など、危機管理に関する知識や権利擁護にかかわる法律の理解が必要である。 ・コミュニケーションスキルや制度、医療等の知識が幅広く必要と感じる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者支援に関する知識が乏しい場合、被虐待者へのサービス導入がむずかしい、養護者支援という観点ではあるが、対応しがちである。それを克服できるような知識が欲しい。
対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者においては、精神的な疾患を抱えているケースも多く、障害者福祉全般に関する支援や対応に関する知識やコミュニケーションの取り方等に不安を感じている。 ・未受診、サービス未利用の養護者へどのような支援方法があるか分からない。養護者の罹患歴や対応歴など情報が把握しづらい。 ・パーソナリティ障害・発達障害などの特性を理解したアプローチが必要だが、十分な知識やスキルがない(臨床心理学に関する知識も必要)。 ・経済的に課題を抱えているケースも多く、生活困窮者に対する支援や対応についての知識等も求められている。自立支援事業等の介入でも解決できない場合の経済面の支援に困る。また、経済的虐待と判断する際に基準となるものがない。 ・養護者・被虐待者が否定する等の場合の虐待の判断に困る。 ・養護者が認知症などの病気を理解できない(病気の理解が得られない)。 ・被虐待者の病識欠如や治療の必要性の理解が得られない、サービス導入の理解が得られない。 ・介護保険外のサービスや制度の活用、家族への共感と助言方法等支援者に経験値が必要な場面が多い。 ・養護者と高齢者・家族等の人間関係を洞察する力が必要。
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野以外の知識を求められることがあり、対応する機関へのつなぎなど解決するまで時間を要する。 ・マニュアルがあっても実際の対応場面では活用しきれない。緊急性の判断をするシートを作成しているがピッタリ該当しない状況をどう判断するか悩む。 ・虐待の有無や緊急性の判断、分離の判断の妥当性等、根拠の積み上げがむずかしい。 ・行政が介入できる範囲の判断を見極めることがむずかしい(虐待として対応するか否かの線引きに必要な知識の取得)。 ・個々のケースによって状況が違う。その都度必要な知識や情報を学びながら対応している現状がある。 ・対応後に養護者ができることできないこと等、養護者の要求に対しはっきりと伝えるための法規などの知識を更新しなければならない。 ・包括が支援計画等を策定できず、その場判断での対応になっている。
人材の課題(経験不足)	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動で、専門知識がない状態で担当部署に配属されるため、配属されたばかりのころは、十分な支援はむずかしい。担当者の必要な知識不足や経験不足もあり、対応に苦慮することがある。 ・人員削減等により、虐待対応の知識を持っている人員が乏しい。 ・対応するにあたり、専門的な知識やスキルを身につけること

		<p>は不可欠と思われるが、それらを身につけたり、維持していくことは市町村の場合、職員の人事異動もあり困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員の専門知識不足、異動における知識技術の継承が課題。 ・高齢者虐待の市役所担当者が2～3年で変わる中、引き継ぎがむずかしい分野なので知識が不足する。包括の中心的な活躍が期待される。 ・知識の蓄積ができない。知識の啓発と周知のむずかしさがある。 ・専門的な資格等を持った職員が少ない（または、専門職がない）。専門職としての経験不足。 ・知識経験が少なく、どうすることが本人にとって一番いいのか分からない。 ・職員の知識、経験を積む場が少ない、学ぶ機会がない。 ・体系づけて学習する時間が取れない。 ・日々の業務に追われ研修会への参加や情報共有の場をつくる等は現実的に厳しい。 ・診断されていない発達障害や知的ボーダーの方への対応について、支援者も学習する機会があると良い。 ・福祉以外の知識を求められるため、自組織だけに頼れず、自助努力が必要になる。
--	--	--

5. 「Ⅲ. 支援の見通し」について

「支援の見通し」の回答では、支援のタイミングや見極め、判断がむずかしく、支援に対する見通しが立たずに長期化すること、養護者との関係づくりに苦慮している回答がみられる。また、支援計画を立てても、養護者に受け入れてもらえず思うように進まず、再度の協議や支援計画の変更を幾度も繰り返されることもあり、多くの時間や労力を要することから、支援に困難を感じている。さらに、養護者との関係づくりについては、養護者支援の目的が被虐待高齢者への保護的な対応と異なるため、関係づくりに苦慮する回答がみられる。

表4 Ⅲ. 支援の見通し

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
支援の見通し	養護者との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者の意思を尊重するため、こちらからの働きかけに対して拒否をする養護者があり、支援自体がスタートしない状況もある。 ・方向性を決めても、養護者に受け入れてもらえず、自立や希望に沿った支援の見通しが立たないこと。 ・養護者と支援者の関係性が取れない間は、先の見通しが立たないことも多い。 ・養護者に働きかけても考えが変わらない。時間がかかる。受け入れてくれないなどで課題がなかなか解決しないともどかしさを感じる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種で集まり、見通しを計画するが、その前に自分（養護者）で動いてしまい、計画が立ち消えてしまう。 ・面談を重ねても平行線のままの場合。 ・養護者や高齢者に説明をしても支援方針の同意がむずかしく計画が進まない。 ・障害や債務等、多重な要因がある人に対して、見通しが立たないことが多い。 ・一概に正解もなく、自身の意見も言えない方が多い。未受診、病識がないため、受診やサービスにつながらないことがある。 ・共依存関係が強く、高齢者自身が困ったときに分離のSOSを出すも、時間の経過とともに在宅に戻るを繰り返してしまう。
<p>タイミング・見極め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者支援の終着点の見定めが困難。 ・国はマニュアルにもこの部分は示すことはない。結局分離以外は虐待リスクを排除できない。 ・課題がいくつもあり、状況に応じてスピーディに支援の見通しを変更しなければならない。 ・本人が養護者との決別を希望している場合も養護者支援は必要なのか？決別を希望した場合も本人、養護者へ再度共に生活できるような働きかけが必要なのか？経済的に困窮が原因だった場合には就職、転職活動等まで養護者支援を行うのか？どこまで支援をするのか？目標設定がむずかしい。 ・困難ケースでは、支援の見通しがたちにくく、手探り状態で、支援をすすめるべきか、致し方ないケースがある。 ・分離・分離後の支援（制度に乗りづらい）、面会、措置の発動や解除、措置後、次の施設の確保がスムーズにいかない場合）、支援の終結や経過観察期間などに対するタイミングや見極めをどうしたらいいのか。 ・どの状態を達成できたら次のステップ、あるいは終結なのか、最終的な終結の見立てのむずかしさを感じている。 ・通報があっても事実確認ができない場合の対応（無視、居留守など）をどうしたらいいのか。 ・養護者支援はどこまでやるべきか、目標設定がむずかしい。 ・分離と同時に面会制限を行った場合、面会を行うタイミングが難しく見通しが立ちにくい。 ・緊急一時保護した後の高齢者と養護者の関係の持ち方の判断する目安が分からない。養護者支援はどこまでやるべきか。
<p>支援の長期化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分離後、面会制限をした場合に被虐待者との関係再構築までの支援が必要となると支援期間が長期化する。 ・養護者への意向を確認するも保護する事例では、再度の協議や支援計画の変更が求められ、幾度も繰り返される状況では、多くの時間や労力を要することから、支援に困難を感じる。 ・家族の長い歴史の中で虐待が起こってきており、なかなか改善できるものではない。 ・養護者やその世帯が抱えている問題が多岐にわたり複雑であるため、改善の見通しが立てづらく、継続的な見守りしかできない場合もある。 ・虐待対応終結後も再発防止のため、見守りの継続していくこともあり、支援が長期化するケースが多い。

	<ul style="list-style-type: none"> ・分離をしたとしても、そこで終了とまらないケースも多いので、見通しがなかなか立ちにくい。分離以外の支援を行う場合、養護者との信頼関係を築くことからなるため、見通しが立つまで時間を要する。特に精神疾患を罹患している養護者への対応については、本人の意向が支援側の意向と合致しない場合が多く、支援に苦慮する。 ・終結まで数年かかることもあり、期限を意識して対応しないと、支援者もバーンアウトしてしまう危険がある。 ・分離拒否でサービス調整するも、再発リスクが消えない（支援者なく見守り継続）。 ・被虐待者死亡後も支援を求めてくる養護者がおり、担当部署に引き継ぐが相談が継続してしまう。 ・何度も繰り返すケースへの支援方法がむずかしい。 ・緊急性がある虐待の際に、被虐待者・養護者ともに分離を拒絶する場合。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護にならない程度の収入がある人で、施設にも入るお金が十分でない方の支援はむずかしい。経済的な事情から家族の支援が受けられないこともあり、介護サービスにつなげられず、介護放棄状態の事例。 ・成年後見人等がついている場合、その成年後見人等が変更になり、異なった支援方法を提示されると見通しが立たなくなる。 ・経済的な不十分さから家族の支援が受けられないこともあり、介護サービス利用につなげられず、介護放棄状態の事例。本人が尊厳を持って生活できる場所の確保は、養護者の協力が大きい。 ・他のキーパーソン・支援者がいない場合。核家族化により支援できるキーパーソンがいない。 ・40～64歳の世代に対する支援機関がなく、つなぐことができない。 ・障害認定や診断が特でない養護者に対する支援の連携先。 ・措置入所先が特養であったが、麻薬管理が必要な状態にあった場合、受け入れ先に限りも出てくる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者に対して十分なアセスメントを行わないことが多いので見通しが立てられない。

6. 「Ⅳ. 他部署・他機関との連携」について

「他部署・他機関との連携」からは、養護者、被虐待者ともに問題を抱えているケースが多く、関係する機関等との連携は不可欠であるという認識はあるが、関係機関が多岐にわたってくるため、その連携や役割分担の調整に時間と労力がかかるといった回答がみられる。関係機関の養護者支援に対する見解の違いも見られること、支援の調整等に時間がかかること、対応が思うように進まない、連携先が見つからないなど、担当者が対応に苦慮している回答がみられる。

表5 IV. 他部署・他機関との連携

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
他部署・他機関との連携	連携における困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携・調整と他機関との連携のタイミング。 ・養護者が65歳以上の場合、すべてを包括に任せられ、連携がうまく取れないことがある。担当部局へ連携依頼しても、養護者支援に結び付かない。 ・被虐待者の対応は高齢者福祉部門だが、養護者支援は地域福祉部門となる。庁内はよいが、府など他機関との情報連携・共通認識が難。 ・同じ行政の部署の中でもセクト意識があって協力ができず押し付け合っている。同じ行政でその状態なので他機関と連携できるはずがない。 ・虐待防止センターにやむ措置等の権限がないため、常に他部署・他機関と連携せずには業務遂行ができない。困難でありメリットでもある。 ・対応部署に保健師が配置されていないため、保健福祉センター（保健師部署）との連携が必須であるが、必ずしも連携が機能しているとはいえない状況。 ・ケアマネに虐待対応への理解が得られず、独自の判断を取ってしまい、通報が遅れる。対応に対する認識差と温度差がある。 ・ケアマネ、施設等からの相談が少ない。自部署で対応しようとする傾向が見られる。 ・複合的な家庭内の問題に対して、個々の課題を解決していかなければ、全体の解決にはつながらないため、他部署と常に協力していく必要があること。 ・生活保護担当課との連携が困難である。 ・他部署との虐待に対する温度差を感じることもあり、連携が取りにくいことがある。 ・警察との連携（分離の考え方、スピード感のちがいが）。市へ情報を求めてこられるが逆に市から求めても教えてくれないことが多い。 ・行政をまたぐとき、対応の意識の違いで連携がしづらい。 ・もっと相談しやすい関係ができるとそれぞれの視点での見立てができ効果的な支援につながると思われる。 ・被虐待者、虐待者ともに多問題を抱えているケースが多く、関係機関も多岐にわたるため、その連携や役割分担の調整に時間と労力がかかる。
	協力体制（つなぎ先）が不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患疑いがある場合など、高齢者担当課ではフォローに限界があるが、つなぎ先がない。 ・養護者に、アルコール依存症や精神疾患がある場合は、保健所にもかかわってもらいたいが、なかなかかかわってもらえない。 ・養護者が精神疾患の疑いがある場合、保健センター、障害者福祉所管課との連携。養護者、高齢者共にさまざまな問題を抱えており、連携が必要ですが最適な先が見えない。どこへつなぐのが良いか。 ・障害認定や診断が特にない養護者に対する支援の連携先。

	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者（65歳未満）の相談場所に、ニーズに適当なセクションがない。 ・養護者が支援をもとめない場合の関係機関へのつなぎ、養護者の支援者と利害で対立。
<p>担当者間の認識の相違</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CMやサービス事業所に何度も声をかけているが、連絡せず勝手に本人に事実確認したり、虐待ではないと勝手に判断するケースが多い。周知もむずかしい。 ・養護者が担当する他部署、他機関との足並みが揃わない、職種による判断のちがいがあがる。そのため、他部署との連携の困難さ、各部署の対応根拠法のちがいがから、支援方針の方向性がずれる。 ・各々の機関によって、できることやできないことに差があるため、調整がむずかしく、事例によっては他機関と緊急性や方針に相違がある。 ・連携が不可欠ですが、一定、ルールがあってもやはり、見解の違い等があり、スムーズな連携はむずかしい。 ・医療機関との認識のズレがある。 ・関係者の支援方針が一致しない場合、支援がむずかしくなることがある。 ・当課と他機関との間で支援方針にズレがあり、連携する上で足並みが揃わないケースがある。 ・役割分担がむずかしいケースも多く、支援方針の理解や協力を得ることがむずかしい場合がある。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を理由に情報共有できないときがある。 ・養護者が手続きを行わないと他部署のサービス利用を開始できない。養護者本人からの同意がなければ、各種サービスにつなげることが困難。精神疾患やその疑いある方が多いが病識がない、拒否等があれば、支援のタイミングが難しい。 ・養護者の同意を得る段階から介入する他部署・他機関と比較し、養護者からの同意を条件とし介入する他部署・他機関では、支援機関の説明のみでは説得力に差が生じ、同意を得るための時間を要することがある。 ・家庭裁判所、経済的虐待に置いて成年後見の申し立てをする際に審判を急ぐなど配慮してほしい。 ・地域包括支援センターとの協働役割分担について。 ・措置に対して理解が得られない施設への対応。 ・虐待要因の多様化に伴い、さまざまな支援機関が関わるケースが増えている。役割分担等を明確に行わなければ、支援の滞りが起きる可能性があると感じることがある。役割分担をしながら介入し、支援を統合していくことに能力が必要。

7. 「V. 訴訟等の法的リスク」について

「訴訟等の法的リスク」の回答から、「分離措置」など行政権限を行使する際に求められるのは、虐待対応が客観的な事実や法令等に基づくなどの根拠に基づいた対応であること、適切な判断が行われることについて困難と感じている回答がみられる。また、権限を行使した

後にはその説明責任を果たすこと、不服申し立てや情報開示請求などへの対応が求められることについても不安や困難と感じている回答がみられる。いずれの対応においても、明確な判断根拠が必要であり、その対応が適切であることが重要になる。また、法的リスクの回避には、福祉分野における専門性だけでは十分ではない場合もあり、自治体担当者の不安の回答がみられる。その場合には司法分野の専門家や専門機関との連携が鍵になる。

表6 V. 訴訟等の法的リスク

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
訴訟等法的リスク	措置の検討・判断の段階	<ul style="list-style-type: none"> ・分離保護するか、しないかの判断。 ・虐待認定の判断根拠について問われる。 ・虐待者というレッテルに対し、名誉毀損で訴えると言われる。 ・分離措置の判断の際に、専門性や客観性が必要。 ・介入の法的根拠が求められる。 ・養護者や被虐待高齢者の権利・意志に反しないと生命を守れない場合の対応。 ・訴訟に耐える根拠を持った対応かを意識している。 ・虐待の客観的証拠が不十分なケースへのアプローチ。 ・経済的虐待の判断、介入。 ・管理職と相談して進めている。課内で協議を行う。
	措置の実施後	<ul style="list-style-type: none"> ・説明責任、情報開示請求を見越した対応をする必要がある。 ・情報を開示して欲しいと言われる。 ・分離に対し、誘拐と騒がれる。 ・分離後、養護者や被虐待高齢者から分離を求めていなかったと言われる。 ・不服申し立てへの対応。 ・養護者に訴えるぞと脅される。 ・養護者や家族が納得しない場合に訴訟を提起されることがあり、対応への不安がある。 ・養護者との在宅復帰に向けた話し合いが難航し訴訟されるリスクがある。 ・被虐待高齢者の意志がぶれ、措置を望まない。 ・面会制限の是非について。 ・措置で分離をした際、仮に被虐待高齢者がなくなった場合の責任。
	成年後見の市町村長申立て	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の市長申立ての是非、判断根拠。
	支援者側の不安と備え	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟リスクのため過度に慎重になる恐れがある。 ・法律及び法的根拠の知識不足。 ・専門的な助言を必要とするケースが多いが相談できる専門家(弁護士等)がいない。 ・個人賠償責任保険に入っていないと不安。 ・訴訟保険に加入していれば大丈夫なのか。 ・やむを得ない場合の措置の際、追及や暴力、暴言、脅迫、個人情報保護などから支援者側を保護する体制が整備されていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急的に法的アドバイスを得られる機関が欲しい。 ・毎年、研修で行政不服審査法や訴訟対応について学ぶ。 ・弁護士会や弁護士等に相談して対応している。 ・法テラスと連携している。 ・行政指針やマニュアルに沿った対応、弁護士を交えて学習し適切な記録を残すなど、チームで対応している。
--	---

8. 「Ⅵ. 社会資源」について

「社会資源」の回答では、当該自治体内の社会資源の不足や乏しさを指摘するものが多い。財政規模や過疎、地理的な問題など理由はさまざまである。また、養護者や被虐待高齢者をもつ具体的な支援ニーズに合う社会資源がないという困難の指摘もみられる。しかし、社会資源がないあるいは関係者が協力的でないという理由で、高齢者への支援や養護者支援を行うことが難しい、あるいは行えないということでは高齢者虐待の防止や養護者支援は進まない。当該自治体に社会資源がない場合には、広域的な連携・協力も必要となり、近隣自治体との調整や都道府県所管部署の協力も仰ぎながら進めていくことも考えられる。さらに、ニーズに合った社会資源がない場合には、新たな資源を開発していく視点も必要となろう。しかし、回答からは、現実には被虐待高齢者への支援が第一で、養護者支援は資源も少なく手が回らないなどの理由で消極的な姿勢もみられる。また、業務量や業務の優先度、人手や専門性の不足の問題など、様々な要因の影響がみられる。

表7 Ⅵ. 社会資源

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
社会資源	自治体の規模・立地等の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模市町村や過疎地域、離島などでは資源が揃っていない。また、人材がいない。 ・自治体内に入所施設等がない。外部の資源を活用するが調整が難しい。 ・利用できる社会資源が少ない。
	被虐待高齢者の支援ニーズに合う社会資源不足	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームが市内にない。 ・緊急保護できる施設、医療機関がない、または少ない。 ・高齢で障がいがある方、難病のある方への受け入れ施設がない。 ・年齢を理由にシェルターを利用できず、避難先を探すことが難しい。
	養護者の支援ニーズに合う社会資源の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や診断名等が当てはまらない狭間の人が通える社会資源が少ない。 ・生活保護や障がい者支援などの対象にならないが支援が必要な人、生きづらさを抱えた人のつなぎ先がない。 ・引きこもりや閉じこもり、障がいがあるが手帳不所持の人などに使える社会資源が少ない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・対人トラブルや依存症, 人格障害など, 精神科では対応できないといわれる人に対し支援をつなぐ先がない。 ・養護者が精神疾患や認知症を抱えていた場合の受け入れ先に苦慮する。 ・養護者用の社会資源の不足, 養護者の支援を担ってくれる機関が少ない。 ・男性介護者向けの集いの場がない, 介護者や家族の会の活動内容の乏しさ。 ・地域包括支援センターは養護者相談の身近な窓口になりうると思われるが, 窓口対応時間の拡張など相談しやすい工夫が必要。 ・地域の居場所作りが必要。
社会資源 (施設) 側の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は虐待であっても受け入れに非協力的。 ・施設の職員が不足して受け入れられない。 ・面会制限をかけても受け入れ施設の負担が大きい (すぐに特定できてしまう)。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関等の社会資源等の知識が必要。 ・資源があっても養護者本人が利用したがない, 拒絶するケースがある。 ・個人情報の問題もあり, インフォーマルな資源への積極的な依頼が難しい。 ・制度やサービスでは解決できないことが多い。 ・職員の不慣れや人員不足もあり, 被虐待高齢者の支援も養護者の対応も1人で行うことがあったがづらい。 ・早期発見・見守りを行うための体制強化。 ・高齢者支援担当として, あらゆる手段を講じて養護者の支援を行うというまではいかない (他の高齢者の対応が必要な中, どこにもつながらない養護者への支援は「ほどほど」になりがち)。

9. 「Ⅶ. 身体的・精神的な過度の負担」について

「身体的・精神的な過度の負担」の回答から, 支援者は養護者からの攻撃的な態度によって精神的な負担を非常に強く感じていることがわかる。この点を挙げた明らかな回答だけで19件の記述があり, この欄の回答の約3割を占めて最も多い。やはり, 虐待をしている認識が薄い養護者に対応する場合や養護者の意に反して分離措置等を行う場合には, 養護者の反発をかうケースが多く, 養護者の感情的な言葉や態度, 行動などが支援者の負担となっている。また, 虐待対応は高齢者の生命に関わることであり, 勤務時間にかかわらず通報が寄せられた時に迅速な対応が求められること, 今すぐに対応が求められるケースだけでなく他の事例への対応や虐待防止業務以外の業務も同時に遂行していることにも負担と感じている回答もみられる。

表8 VII. 身体的・精神的な過度の負担

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
身体的・精神的な過度の負担	支援者への攻撃的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者に責められる、クレームに対応。 ・攻撃的な養護者との対応に疲れる、心身のストレスが過度に。 ・威圧的な態度、罵声や暴言、誹謗中傷、何度も抗議の電話がある、大量のファックスが来る。 ・支援者への危害の恐れがある。 ・養護者と対峙するときの安全面の不安。 ・養護者との関係作りのために相当な神経を使う。
	対応時間	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間、または業務時間外での対応が必要。 ・24時間体制の対応。 ・夜間・休日に通報が入っても対応しようがないことが多く、精神的に負担。 ・緊急な案件等は時間を問わず対応、早急に対応する案件も多い。 ・解決するまでに支援に時間がかかる。そのため長期にわたり負担。
	養護者支援の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者に精神的なフォローが十分できない。 ・ケース処遇が決まらず、不透明になってしまう。 ・法的リスクを抱え、組織内でも孤立し、何かあったら責められる。 ・短期間で適切な判断が求められ、チームで取り組んでいても担当者の精神的負担は大きい。 ・虐待を繰り返すケースの対応はどうしたらよいか悩む。 ・養護者が精神的ストレスでなげやりになってしまう。 ・養護者の身体、精神疾患等により問題が複雑化する。
	職員の業務量	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応だけの仕事ではなく、他の業務も兼任している。 ・帳票作成や会議等、業務が増えることに加え、養護者との面接等、精神的に負担。 ・処遇困難ケースが増加しているが、それに対応する職員数が少ない。 ・社会福祉士の配置など、専門性が必要。 ・職員の入れ替わりが多く、虐待対応への知識が浅いため精神的な負担が大きい。 ・支援機関の数、人数、時間に限りがあり養護者支援は二の次になりがち。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者と街中で偶然会った場合等、負担。 ・養護者と支援者の日常生活圏が同じで、様々な場面で会うことも多く気が休まらない。

10. 「VIII. その他」について

養護者支援を行う上での困難の「VIII. その他」には、さまざまな視点から記述があった。特に支援機関としての自治体内の課題と高齢者虐待対応の専門的な支援に関する具体例の記述が多数みられた。支援機関側の課題については、「VII. 身体的・精神的な過度の負担」に

回答があった業務量が多いこと、専門性の高い職員の配置の他、虐待対応（高齢者への支援）と養護者支援の両方を同じ部署で取り組むことの困難さが記載されていた。

高齢者虐待対応の専門的なソーシャルワーク実践の過程では、虐待通報を受理してからの情報収集、高齢者や養護者に対する適切なアセスメント、支援の必要性の判断、虐待か否かの判断、具体的な支援計画の策定、実行という一連の流れがあるが、その各フェーズにおいて困難と感じている課題が寄せられている。

表9 VIII. その他

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
その他（具体的にお書きください）	養護者個人について	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者自身が障がいや病気を抱えている場合の対応。 ・養護者の経済的自立の困難さ、生活保護にならない程度の経済困窮者への関わり、養護者の負担軽減が必要だが、経済的な問題からサービス利用（増）という策がうてない。 ・養護者にとって、被虐待者しか、頼れる、または、心の寄り所がない場合、分離をしたり、依存し合った愛着や洗脳を解くのに時間がかかる。 ・被虐待者と養護者が依存関係にある場合、分離する事で養護者が自殺企図する恐れがある場合。
	被虐待者について	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者も、支援者の関わりを拒否したり、虐待者（配偶者や子）をかばう言動があったりして、養護者への支援もうまくいかないことがある。
	家族・親族について	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者と虐待者以外の親族との関係性を明確にすることや、虐待者以外の親族がキーパーソンとなれるのか、どこまで情報を伝えていいのか見極めが困難な時がある。 ・経済的に余裕がない家庭（生活保護基準以上）、金銭的な問題がありかつ公的支援も受けられないケースの場合、対応に苦慮する。 ・家族の支援や理解を得るのが難しい。 ・養護者、被虐待者をとりまく家族の意見の相違があり、今後についての方針が立てにくいと感じる。
	近隣について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談通報がない。
	社会・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法での措置と医療との連携（医療系の施設・サービスにつなげない等）。
	支援機関側の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応と養護者支援を同時並行することの困難さ・通常業務との並行運用の困難さ・支援者を重層的に支援する体制を維持していく事が困難・支援者の精神労働へのフォロー体制が、余裕のなさから困難。 ・高齢者虐待対応部署で養護者支援の方向性（支援計画）をつくるのは困難。該当する部署に引き継ぎたいと思うが、なかなか上手くいっていない状況あり。 ・虐待対応以外の業務も行っており、人員も十分でない（専門職員が不足）ため、疲弊している。専門職員の配置・スーパーバイザーが必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤勤務での業務は時間的に制約があり、ケースワークに不備がないか不安と思うことが多い。
<p>専門的な支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事案ごとに「養護者性の有無」や「高齢者の意思（養護者をかばいたい、守りたい意思・希望）の妥当性」を判断する必要があるが、専門性が高く難しい。 ・養護者と高齢者の長年の親子関係が虐待につながることもあり、虐待判定がしにくい。 ・要介護者に対するアセスメントが不足していると、症状の悪化によって起こる暴言や暴行に対して養護者が身を守ろうとして「腕をつかんだ」「大きな声を出した」と考えられる事象まで、「虐待として通報される場合がある。 ・DVなのか、高齢者虐待なのかどちらと判断するのか。 ・虐待対応において、住み慣れた自宅での生活を望む高齢者の声は多いが、暴力再発の可能性が高いと推察される状況などにて分離判断となる事例もある。養護者へ転出を提案するも、DV法などのように退去命令や接近禁止命令など法的根拠も無い状況では了承を得ることは困難である。 ・養護者の意識を変えるには、関わりを通して信頼関係を築く必要があると思うが、それを限られた時間の中で行うことの難しさを感じている。 ・虐待対応マニュアルの運用について、マニュアルの規定にこだわりすぎて、優先する・重要視する支援が何か、不明確になる。支援が必要だと思われる人がいても、ある程度自立していてサービスにつなげられないことがある。 ・虐待対応の終結について考えさせられる事がある。分離＝終結ではない。家族関係の再構築まで求められているのか？同居家族からの虐待が多い中、あざができない事、大声でどなれない事をもって終結とすることができるのか不安になる。 ・成年後見制度の市町村長申立の実績がなく今後、必要となった場合の手続き等の流れについて不安がある。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフネグレクト事例、親族外の知人、近隣住民が高齢者の金銭管理、入院時の保証人になり金銭搾取に至っている事例が近年増えている。養護者による虐待に準じた事例として対応している。 ・養護者主体の支援が優先されるため、虐待者に対する支援が不十分になってしまう、もしくは、刑事事件には至らない（罰則が軽い）ケースがほとんどであるため、虐待者自身の生活はさほど変わらない。

Ⅲ. 考察

1. 養護者支援上の困難の実態

本稿では、養護者支援にあたって自治体担当者がどのような具体的困難を感じているのかに重点を置いて、各項目の具体例を出来る限り提示することを第一として詳述した。全体的にみると、表1からわかるように、養護者支援を進めるうえで約7割の職員が養護者への

関わりに困難さを感じている。次いで、支援に必要な知識不足や対応の仕方が分からない、他部署・他機関との連携の困難さを感じているが3割強、そして、社会資源の乏しさ、身体的・精神的な過度の負担、訴訟等法的リスクへの対応の難しさなどの順となっている。具体的な回答からは、養護者の威圧的で攻撃的な態度に対応の困難さを感じ、そこから身体的・精神的な過度のストレスを抱え、さらに訴訟リスクへの対応が迫られている現実が読み取れる。法的リスクの回避という点では、これまでの保健・医療・福祉分野のみならず司法分野との協働が不可欠であることも指摘された。また、支援は長期化することがあるため、一人の専門職に負担が偏らないように、個人的な努力に任せるのではなく役割分担を行い、組織的にサポートし合えるチームをつくっていくことも重要である。そのためにも、専門分野を越えた協力体制は必須であり、そのネットワークやチーム力が対応力を上げるカギになると言えよう。これらについては、厚生労働省が推進している我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた動きと連動させていくことも一つのあり方であろう。

2. ネットワークの必要性

高齢者虐待への対応として行政や専門職に求められる役割は、大きく4つに区分できる。一つは、虐待を予防（未然防止）する役割、二つ目には虐待を早期に発見する役割、三つ目には虐待へ介入する役割、最後に虐待の再発を防止する役割である。特にそれらを進めていくうえで最も重要なのが、地域において関係者が連携し、協力して対応するための「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築である。高齢者虐待防止法の第16条では、市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要であるとし、地域におけるネットワークの構築を求めている。そして、地域の実情に応じて3つの機能からなる高齢者虐待防止ネットワークの構築を提案している(2018a: 13-16)。それは、①早期発見・見守りのネットワーク、②保健医療福祉サービス介入ネットワーク、③関係専門機関介入支援ネットワークである。

養護者支援上の困難の内容を見ると、連携や社会資源の活用に課題を感じており、これらの3つの機能を持ったネットワークが構築されているか、構築されている場合には機能しているか、が問われる。ちなみに今回の実態調査において「高齢者虐待防止ネットワークの構築（関係機関・団体との連携協力体制等の整備）をしているか」を聞いているが、有りが68.3%であった。本調査の回答者が応えているように、高齢者虐待対応は担当部署のみの対応では難しく、福祉と保健医療、法律、警察・消防などの関係機関・団体の連携とネットワークが不可欠であり、その点が改めて調査から明らかになった。

ネットワークの構築では、地域の中にある社会資源とつながっていくこと、資源がない場

合はニーズに照らして新たな社会資源を創造していくことが求められ、これらもソーシャルワークの専門的な実践として求められる実態が明らかになった。

3. 専門的ソーシャルワークの活用

養護者支援を行う上での困難を想定して、8つのカテゴリーに区分して回答を求めた。

最も困難を感じているのが「Ⅰ. 養護者への関わり」であった。養護者支援の第一歩は、養護者に関わることから始まるのであり、養護者への関わりを抜きに養護者支援を行うことはできない。そして、養護者支援を行う上では「Ⅱ. 支援に必要な知識」が求められ、養護者等の情報を収集し、支援計画を策定していくうえでのアセスメントが行われ「Ⅲ. 支援の見通し」をもって取り組まれていかねばならない。このような一連の流れは、ソーシャルワークの実践過程に該当する。したがって、専門的なソーシャルワーク実践が行われていないがゆえに、多くの困難を感じていると言えよう。また、養護者支援事例に即しての「Ⅳ. 他部署・他機関との連携」が難しく、事例によっては「Ⅴ. 訴訟等法的リスク」に対して回避的な対応が求められ、さらに「Ⅵ. 社会資源」が不足しているなど、ソーシャルワーク実践における連携や社会資源の活用・開発の問題も感じている実態が伺える。

このⅠ～Ⅷに共通するのは、すべてソーシャルワーク実践における専門性であり、その困難さは専門的ソーシャルワーク実践能力の欠如から生じていることもコードから読み取れる。介入のタイミングが難しい、十分なアセスメントが行えない、連携が困難、専門職の配置がない、研修が十分行われていないなど、それを裏付けていると言えよう。それゆえに、「Ⅶ. 身体的・精神的な過度の負担」を感じているものと思われる。回答者は行政職員であり、必ずしも福祉専門職ではなく、福祉分野以外からの異動もあることから専門的ソーシャルワーク実践が定着していないことも垣間見える。しかしながら、それは支援する側の都合であり、支援される養護者側に適した専門的実践が行われるように人の養成や配置、研修やスーパービジョンなど考える必要がある。また、行政機関として、担当職員に対する業務遂行上の責務、つまり、支援者養成における行政機関の責任を果たしていくことも考えていくべき点である。

Ⅳ. 本研究の課題と今後の展望

本調査は、虐待判断件数の多い上位2割程度の都道府県を対象に調査し、回答のあった243の市区町村の実態をもとに養護者支援の現状と課題を明らかにしようとしたものである。したがって、普遍化することはできない。この点は調査の限界であり、課題であることを指摘しておきたい。しかし、調査結果から、多くの自治体が養護者に対して具体的な支援を必要に迫られて進めている実態や、その一方で支援の必要性を認識しながらもどのように進め

たら良いか、養護者への関わり方や法的な判断なども含め、迷いながら取り組んでいることが明らかになった。また、養護者支援を専門的なソーシャルワーク実践へと高めていくためには、多くの課題があることも明らかになった。今回は量的な調査を中心に実態を把握してきたが、今後は、高齢者虐待における養護者支援事例の分析といった質的な研究を通して明らかにしていく必要がある。

また、さまざまな困難を感じている支援者に対する支援の必要性も、課題として明らかになってきた。養護者に向き合い、養護者に寄り添い、さまざまな困難に出会いながらも「今、ここ」に必要な養護者支援に取り組む自治体や地域包括支援センター職員に対する支援も、今後取り組むべき課題として指摘しておきたい。養護者支援をより専門的なソーシャルワーク実践に高めていくための研究を実践現場と共に進めていくことが不可欠であり、養護者支援に役立つ指針や手引きなどの検討も進めていかねばならない。

謝 辞

本研究はJSPS科研費18K02165の助成を受けたものです。

本調査の実施にあたり、自治体の皆様にご協力いただいたことを感謝申し上げます。

注

- 1) 本研究を推進するにあたり、高齢者虐待防止に関わる行政職員や地域包括支援センター職員、社会福祉士、臨床心理士、研究者をメンバーとする研究会を設置し、助言を求め、調査・研究の方向性等を検討している。

引用文献

- 厚生労働省 (2018a) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2.pdf>, 2019.9.1).
- 厚生労働省 (2018b) 「平成28年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果 (添付資料)」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdou-happyou-12304250-Roukenkyoku-Koureishashienka/0000197121.pdf>, 2019.9.1).
- 厚生労働省 (2019) 「平成29年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00001.html, 2019.9.1).
- 副田あけみ編著 (2013) 『高齢者虐待にどう向き合うのか：安心づくり安全探シアプローチ開発』瀬谷出版。
- 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター (2017) 『平成28年度老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業) 報告書 高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業報告書』, 仙台。
- 白井キミカ・津村智恵子, 榊田聖子 (2014) 「都市型自治体における高齢者虐待防止・早期発見のための行政サービスの実態と課題：行政調査」『高齢者虐待防止研究』10(1), 41-49.
- 山口光治 (2019) 「高齢者虐待防止のための養護者支援」『高齢者虐待防止研究』15(1), 29-34.

Difficulty of Support for Caregivers in Cases of Elder Abuse as Evident in the Results of Factual Surveys

YAMAGUCHI, Koji
SAKATA, Nobuko
TAKAHASHI, Tomoko
TAKUMA, Kiyomi
TAKENAGA, Keishi
MIYAMA, Emiko
YONEMURA, Mina

The purpose of this study is to clarify the actual state of caregiver support and the issues related with it, in order to strengthen caregiver support for the prevention of elder abuse to elevate it to a more specialized social work practice.

A registered and self-administered survey, completed via mail, was conducted among municipalities in eleven prefectures that had more than 400 cases where elder abuse by caregivers was recognized based on the fiscal 2016 national survey. The purpose of the survey was to clarify the actual state of support for caregivers in municipalities as well as the issues related with it. In this paper, the analysis was conducted by focusing on the difficulties in providing caregiver support identified in the survey results. As a result, the following was revealed: About 70% of municipality staff experience difficulties interacting with the caregivers, and there is a need for the construction of a network as well as professional social work practice through which to advance support. In addition, the need for support for those municipality staff who are experiencing various difficulties has been revealed as a task that needs to be addressed.